

（午前9時30分 開議）

**日程第19 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成23年度橋本市一般会計補正予算（第4号））**

○議長（井上勝彦君）日程第19 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成23年度橋本市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成23年度橋本市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

**日程第20 議案第11号 橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例を廃止する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第11号 橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、総務委員会に付託いたします。

**日程第21 議案第12号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第21 議案第12号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。  
よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市報酬及び費用  
弁償等支給条例の一部を改正する条例につ  
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

#### 日程第22 議案第13号 橋本市税条例等 の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君)日程第22 議案第13号  
橋本市税条例等の一部を改正する条例につ  
いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)市税条例の一部改正な  
んですけども、この改正のポイントと橋本市  
民に対する影響、税収で言えば増額になるの  
か、減収になるのか、その見込み、3点お願  
いたします。

○議長(井上勝彦君)総務部長。

○総務部長(那須浩二君)今回の改正の主な  
ものは、地方税法の改正によりまして、個人  
住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。  
所得税の控除対象寄附金の中から、住民の福  
祉増進に寄与する寄附金として地方公共団  
体が条例により指定したものを、個人住民税の

控除対象寄附金に追加できる制度として拡充  
されております。

その拡充の主なところなんですが、いわゆ  
る今まで寄附金で適用下限額、ふるさと納税  
等もございましたが、寄附金の適用下限額が  
5,000円と。5,000円を超える寄附金において  
税額控除ができるという形でもございましたが、  
この金額が2,000円に引き下げられておりま  
す。よって、ご寄附をいただいた多くが、い  
わゆる税額のほうからの控除という形になり  
ます。

それと、今回の第34条の7の第1項第10号  
なんですが、特定非営利活動に対する寄附金  
という形が寄附金控除という形で新たに設け  
られております。

そして、この税制改正に伴って、市税のほ  
うにどのように影響するかといいますと、多  
くの方の寄附があった場合、やはり寄附金控  
除という形で税額のほうでの控除となります  
ので、税収としては減収のほうになります。

以上です。

○議長(井上勝彦君)17番 松本君。

○17番(松本健一君)この第34条の7、寄附  
金税額控除についてお尋ねいたします。この  
条例の改正は、今年の6月15日の当時の菅政  
権最後の日に成立した、NPO法の抜本改正  
と新寄附税制に伴う条例改正だと思いますけ  
れども、これは寄附者が、例えば1万円を認  
定NPO団体に寄附すれば、先ほどの説明も  
ございましたけれども、これまで寄附者の所  
得が300万円の場合、800円の所得控除しかな  
かったところから、1万円の寄附ならば2,000  
円以上に対して、つまり8,000円に対して40%  
を所得税控除3,200円が受けられることにな  
ります。また、地方税も10%の800円が住民税  
から控除することができるように地方の裁量  
でできるとなった、地方税法第37条第2項第  
3号を根拠として改正された3号指定条例と

呼ばれるものと理解しております。

この3号指定条例の制定主体は都道府県と市町村及び特別区とされていますので、控除する地域は地方に判断が投げられた、いわゆる地方への権限移譲ともとられ、認定NPOや社会福祉法人等、新しい公共の担い手が活躍するための社会基盤を整備するためのものであります。

そこで、我が市の今回の条例改正案を拝見するに、第34条の7の第1項に、「市内に事業所または事業所を有する法人または団体に対して、次に掲げる寄附金」とあることと、同条同項の10に、租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する、特定非営利活動に関する寄附金部分から指定される認定特定非営利活動団体、いわゆる認定NPO法人が対象となりますが、ここで、我が市に認定NPO法人があるのかどうかお答えいただきたい。

それと、ちなみに特定非営利活動団体には、都道府県が認定する地域で活動するNPO、内閣府が認定する広域のNPO、それと国税庁が認定する認定NPO法人の三つあると理解しておりますけれども、我が市に認定NPO法人があるのかどうかお答えください。

あと、二つ目、ちょっと長くなるんですけども、ちょっと我慢してください。我が市に認定NPOがないということであれば、条例を置く必要はないかと思えます。しかし、実は認定NPO制定主体が国税庁から都道府県、政令市に移管されていますね。それと、認定の基準、パブリックサポートテスト、略してPSTと呼ばれるそうですけれども、このPSTなど緩和措置や仮認定NPO制度というものがあり、仮認定NPO法人の認定は、市区町村と特別区も制定できるとも聞いております。その場合に必要となるのが、地方税法第37条の2の第4号、いわゆる4号指定条例と呼ばれる制度ですけれども、これを用い

て仮認定NPO法人を認可していくには、いくつかのハードルがあると聞いております。

しかしながら、認定NPOを正式に認可できる都道府県の置く仮認定NPO法人基準に、市町村はそろえなければならないのも正直であると聞いております。もし、認定NPO法人もしくは仮認定NPO法人が我が市に所在していても、市民が認定NPO法人に寄附をしても、市域なら地方税分の控除、市が6%、県が4%、国税が40%となり、控除が大きくなります。しかしながら、市外の認定NPO法人の場合が、和歌山県内なら県と国の分、あわせて44%、県外なら40%と差が出てきます。

市民の寄附者にとってわかりにくい制度である原因は、県がまず県内としているからにはほかならないと私自身は考えております。しかし、市はそれにならない、県内市町村と同じく市内のみ対象とせざるを得ない状況があるとも考えております。正直、我が市はお金があるわけではございません。お金のない市でないため、そのならいに従わなければ、県助成金を削られたり、あまり突出して区域なしの全国とすれば、所管の国税庁は国ですから、国は橋本市がお金があるとして、国の助成も減らされかねないとしんしゃくしております。

正直、ここで質問ですけれども、ほかの出方を見てから条件の良い形に、この条例もまた変えていかなければならない可能性もまだまだあると分析しておりますけれども、この点について、二つ目の質問としていかがでしょうか。

それと、1月1日から施行されるため、途中で条例を改正して寄附者が混乱しないように、対象認定NPOへの寄附金が、控除が条例改正前の時点も含まれるように、今回の条例の遡及はできるのかどうか。この点もお尋ねさせていただきます。

あと2点ですけれども、この寄附金控除では、先ほども申しましたが3種類の控除額があることとなりますが、県から県税徴収を委託で行っている市で、実質振り分け作業を確定申告のときにすることとなりますが、業務量は増えますか。

最後、4点目に、このNPO法の施行は4月1日からとなりますが、市内のNPO法人や、これからNPO法人格を考えている団体に知らせていくことも必要かと思いますが、どのように4号指定条例に関して周知させるおつもりでしょうか。

この点について、ちょっと長くなりましたけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）多くの質問をいただきましたので、ひょっとして回答もれがありましたらご指摘をいただきたいと思っております。

いわゆる今回の認定NPO法人、認定特定非営利活動団体ということでございますが、現在はございません。

次に、遡及適用の件でございますが、今回の条例改正におきましても、26ページの附則の第2条でございますが、今回の改正におきましても、23年1月1日以降にということでの遡及適用を挙げさせていただいておりますので、遡及適用ということは十分考えられます。

次に、業務量という話になるんですが、この認定NPO、そして4号認定NPOということになりますと、市・県民税ということで10%の課税をさせていただいております。県税4%、市税6%ということになりますので、当然そのところで、県が認定をせずに市だけの認定となれば、またその部分での業務量が増えます。そして、県が認定をしながら市が認定をしていないというケースになれば、また県税だけの手続き、これも市の業務とし

て発生をします。

ですから、私どもとしましては、今、県と十分協議をさせていただいて、当然、市・県民税10%ということの流れの中で、認定におきましても、今現在、県のほうが4月1日から、今まで認定NPOは、県内のNPOは和歌山県の場合は県知事の認定、そして二府県等に、他の府県等にまたがる場合は国のほうの認定という形になっております。これが4月1日から和歌山県の県知事の認定にすべて移行されてきます。それとあわせて、市の業務の中にも市としての認定業務が発生してまいります。市も認定、県も認定という形の業務を行わなければ、市・県民税の統一した寄附金控除が受けられないという形が発生します。

ですから、ただ今のところ、県と調整をさせていただいて、認定基準、先ほど言われましたパブリックサポートテストということで、経常収入金額に対して寄附金等の収入額が5分の1以上であるとか、3,000円以上の寄附金が100人以上というのが現在の基準となっておりますので、これらの緩和基準等の見直しというのが今、県のほうで行われているということでございますので、これとあわせて、市のほうの、県税条例等の改正に合わせて行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ありがとうございます。

認定NPOは市内にないということですので、この制度をやはり市内のNPO法人に教えていかなければならないと思っております。なかなかこういった制度というのは、知っていただかないと、どれだけ有効なものかということが伝わりにくくなっております。

これからの市内での雇用を考えていく上で、

こういった認定NPO、そのNPOの活動がしっかりと基盤整備されるという部分がございますので、この点に関しては、今後、橋本市でも産業的に考えていくべきだと思います。雇用をやはりつくっていくという部分では、このNPOの活動がどんどん進んでいくことによって、市内も逆に潤うこととなりますので、企業誘致ということだけではなく、こういった市民協働の部分でも、経済性というところも今後は考えていっていただきたいなと思いますけれども、この点に関しては答弁は結構です。

先ほど、この条例自体遡及できるということですので、しっかりと新しいNPO法、4月1日から施行されますので、それまでに準備を進めていっていただきたい。これも実際のところ認定団体、認可団体が県になりますので、県自体もしっかりとやっていただかないといけないんですけれども、私もこのこと、今回の議案が出てきたときに、ちょっと変わった条例だなというのが正直なところでした。

この中身を知ったのは、先月の11月の24、25日で行われたNPO活動推進自治体フォーラム全国大会、これは奈良市内で行われました。そこに全国から、都道府県から、NPOであったり、県の職員、市町村の協働の担当の方々が多く集まられていました。リストをもらったので、県の職員がどれぐらい来られたか、ちょっとチェックしたんです。そうすると、参加が40都道府県あった中で、都道府県の職員は21団体でした。しかしながら、残念ながら和歌山県はだれも、私を除いて来ておりません。奈良県は開催県ですので100人近くは来られています。全体で400人を超えるような中で、こういったNPOをどんどん活性化させていこうというところは、遅れをとってはならないことだと思いますので、こ

れから橋本市が和歌山県を引っ張っていくらしいつもりで、しっかりと行っていただきたいと思います。

先ほどの業務量が増えるというところですが、けれども、反面、減らそうとすると全国に寄附が出ていってしまう。それは、全国に寄附をしてもいいというふうに市町村の指定を外してしまうということですが、市もこれに関しては、すごく判断が難しいと思います。しかし、社会の担い手としてのNPOの役割は、どんどんと重要になっているのも事実なので、これは全国の条例の制定状況を見ていかなければならないんですけれども、10月に3号も4号も改正された滋賀県の彦根市では、3号では社会福祉法人をまず全国に指定されております。恐らく、その控除申請仕分け量の業務量が多くなるのがわかっているからだと思うんです。ここは橋本市として、県に全国を対象とするように働きかけを。

○議長（井上勝彦君）松本君、議案に対する質疑でありますので、簡潔にお願いをいたします。

○17番（松本健一君）はい。行っていただけるように働きかけていくべきだと思います。議会からも、要望書か意見書を今からでも出すべきだと思いますし、これだけちょっと長時間かけておりますけれども、議員の皆さんにもまた理解していただいて、同時に、当局からも県等に要望すべきだと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

それと最後、この制度の周知はNPOが実際のところされております。これは国がやっているわけじゃないんですけれども、先日、「認定とろう！委員会」というパンフレットをいただきました。これは通称リスパンフレットと言うらしいんですけれども、シーズという東京のNPOのものですが、無料で何部でも送っていただけるそうなので、依頼して

もらって配布してはいかがでしょうか。

この最後、2点だけお答えください。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）パニックになりました。申しわけございません。

県への要望ということでございますが、当然、市税条例の改正、県税条例の改正、これは同様な改正を図っていく必要がございますので、要望と申しますか、その改正の中で、こういう提案があったということは、十分協議をさせていただきたいと思っております。

ただ、この改正、特定非営利活動促進法というのは、やはりNPO団体の、活動団体で一番困っているのは資金不足ということでの寄附金税制の拡大ということと、それとあわせて、市内のNPO法人が活動していくための、というところにやはり重点を置くべきかというあたりは、十分今後議論していく必要があるかと思っておりますので、その点は研究させていただきたいと思っております。

それと、先ほど言われました資料におきましても、今後、研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）答弁もれ、よろしいですな。

ほかにありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）今の話に関連するんですけども、NPOといってもピンからキリまであって、詐欺師の集団みたいなものにNPOが利用されているということもあるので、その辺、先ほどから答弁を伺っていたら、条件を緩和するようというふうな話もありましたけども、そういうマイナス面もあるということをも十分精査して、慎重に対処していただきたいと思っておりますが、ご答弁願います。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）認定基準におきましては、一番今まで困っていたというのが、先ほどのパブリックサポートテストでございます。しかし、それ以外には経理の問題であったり、法令違反、不正の行為とかそういう事実がないことであったり、いろんな欠格事由というのもございます。当然、これらを明確に基準として定めた上での認定ということになりますので、今提案をいただいた点は十分に考慮した中での基準を設けてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市税条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

---

(午前11時5分 再開)

○議長(井上勝彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

---

日程第23 議案第14号 橋本市都市計画税  
条例の一部を改正する条例に  
ついて

○議長(井上勝彦君) 日程第23 議案第14号  
橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例  
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市都市計画税条  
例の一部を改正する条例について を採決い  
たします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

日程第24 議案第15号 橋本市老人医療費  
の支給に関する条例の一部を改  
正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第24 議案第15号  
橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部  
を改正する条例について を議題といたしま  
す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市老人医療費の  
支給に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第16号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第25 議案第16号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 辻本君。

○1番(辻本 勉君) この条例は、橋本市斎場を廃止して高野口斎場に統一するということなんですけども、旧の第3条から第13条とか、いろいろ削除されておるんですけども、葬送車の問題だけ、ちょっと少し、高野口斎場に統一されたときに、現行の葬送車、これはどういうふうになるのかなということなんですけども。

○議長(井上勝彦君) 市民部長。

○市民部長(井浦健之君) 葬送車の件でございますが、きのうも9番議員のご質問の中であつたわけなんですけども、橋本斎場の葬送車につきましては、橋本斎場設置時の条件ということで、葬送車を市のほうで購入しまして、利用させていただいておったわけなんですけども、高野口斎場につきましては、そういった条件がございませんので、葬送車も廃止して、それぞれの斎場の車で高野口斎場のほうへ搬入していただくというように考えております。

以上でございます。

○議長(井上勝彦君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号に

ついては、総務委員会に付託いたします。

---

日程第26 議案第17号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第26 議案第17号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第18号 橋本市民会館設置



及び管理条例の一部を改正する  
条例について

○議長（井上勝彦君）日程第27 議案第18号  
橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正  
する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市民会館設置及  
び管理条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。